

# ケーブルプラスでんき利用規約

株式会社広域高速ネット二九六（以下「ケーブルネット296」という。）とKDDI株式会社（以下「KDDI」という。）が提供する「ケーブルプラスでんきサービス」（以下「ケーブルプラスでんき」という。）を受ける者（以下「加入者」という。）との間に結ばれる契約は以下の条項によるものとします。

## 第1条（利用規約の適用）

1. ケーブルネット296は、KDDIが規定する「ケーブルプラスでんき需給約款」（以下「約款」という。）により提供される、ケーブルプラスでんきの、約款によりケーブルネット296に譲り渡されたKDDIの債権（以下、「電気料金」という。）の請求等を、ケーブルネット296の定める「ケーブルプラスでんき利用規約」（以下「本規約」という。）により行うものとします。
2. 本規約の規定が約款の規定と矛盾または抵触する場合は、約款の規定が本規約の規定に優先して適用されるものとします。
3. ケーブルネット296は、本規約を改定することがあります。なお、本規約が改定されたときは、以後の契約条件は新しい本規約によるものとします。

## 第2条（用語）

1. 本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り、約款で使用する用語の意味に従います。

## 第3条（加入申込の承諾）

1. ケーブルプラスでんきを利用しようとする者は、下記に定める文書を承諾のうえ、ケーブルネット296が別途指定する方法によりお申し込みを行い、KDDIがこれを承諾したときに契約が成立するものとします。
  - ①ケーブルプラスでんき需給約款
  - ②ケーブルプラスでんき重要事項説明書
  - ③本規約
2. ケーブルネット296は、前項に基づくお申し込みがあったときは、受け付けた順番に従って承諾します。
3. ケーブルネット296は、第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、お申し込みを承諾しないことがあります。
  - ①お申し込みにあたり加入者が虚偽の内容をケーブルネット296に申告した場合、またはそのおそれがある場合。
  - ②加入者がケーブルプラスでんきまたは、ケーブルネット296から請求している他サービスの料金の支払いを現に怠った場合、またはそのおそれがある場合。
  - ③過去に、加入者の責めに帰すべき事由によりケーブルプラスでんきの提供を受けるための契約（以下「利用契約」という。）が解除、または加入者に対するケーブルプラスでんきの提供が停止されたことがある場合。
  - ④その他、法令、電気の需給状況、供給設備の状況その他によってやむを得ない場合、利用契約のお申し込みの全部または一部をお断りすることがあります。

## 第4条（a u I Dの提供）

1. ケーブルプラスでんきWEBサービスおよびMy a u の利用にはKDDIが提供する「a u I D」が必要です。
2. 加入者は、ケーブルプラスでんきのお申し込みにあたり、KDDIが別に定める「a u I D利用規約」に同意するものとします。

## 第5条（KDDIに係る債権の譲渡等）

1. 加入者は、ケーブルネット296が電気料金を請求することを承認するものとします。この場合、ケーブルネット296およびKDDIは、加入者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

## 第 6 条 (請求と支払い等)

1. 加入者は、ケーブルネット 296 が定める期日までに指定する方法で支払いを行なうものとします。
2. 加入者は、ケーブルネット 296 が電気料金の収納業務を収納代行会社に委託することがあることを承認するものとします。
3. 加入者は、電気料金について支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払日までの日数について年 14.5% (年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とします) の割合で計算して得た額を延滞利息として、ケーブルネット 296 が定める方法によりお支払いいただきます。但し、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

## 第 7 条 (最低利用期間)

1. 最低利用期間は電気料金の適用開始日から起算して 1 年間です。

## 第 8 条 (利用契約の終了)

1. ケーブルネット 296 は、加入者が本規約 (本規約において準用している規定を含みます。) に違反したときは、KDDI に通知いたします。その場合 KDDI は催告を行うことなく利用契約を解除することができるものとします。
2. 加入者が解約しようとするときは、あらかじめ、ケーブルネット 296 が別途定める方法により、ケーブルネット 296 にご連絡ください。他の小売電気事業者への切り替えに伴う本サービスの解約の場合には、ケーブルネット 296 にご連絡いただく必要はありません。切替先の小売電気事業者にご連絡ください。
3. 加入者がケーブルプラスでんきの提供エリア外にお引越しの場合、または、エリア内であっても、ケーブルプラスでんきが提供できない場合には、利用契約は解除となります。
4. 上記各項により、解除もしくは解約となった場合、でんきセット割も解除となります。
5. 電気料金のお支払いが 1 回でも延滞となった場合や、ケーブルネット 296 が定める支払期日までに、既存サービスの料金のお支払いが無い場合は本サービスを強制的に終了させて頂きます。ただし、延滞理由が加入者に責がない場合はこの限りではありません。
6. 強制的に終了となった加入者へは、清算完了後に再契約の申し出があった場合、ケーブルネット 296 は再契約をお断りすることもございます。

## 第 9 条 (KDDI への通知)

1. 加入者は、ケーブルネット 296 が定める支払期日までに、ケーブルネット 296 の既存サービスの料金の支払いが無い場合、KDDI に通知することを了承するものとします。

## 第 10 条 (他の小売電気事業者への通知)

1. 約款に定める供給条件によって支払いを要することとなった料金およびその他の債務について、ケーブルプラスでんきの契約終了後も、現に料金およびその他の債務の支払いがない場合、ケーブルネット 296 は加入者の個人情報を KDDI へ通知します。また、KDDI は、その情報を他小売電気事業者に通知することがあります。

## 第 11 条 (利用契約に係る契約者情報の利用)

1. ケーブルネット 296 は、加入者の氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居所または請求書の送付先等の情報を、ケーブルプラスでんきに係る契約のお申し込み、契約の締結、料金の適用または料金の請求その他本規約に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、ケーブルプラスでんき提供にあたり取得した個人情報等の取扱いは、ケーブルネット 296 が別に定める「個人情報保護に関する規定」に定めます。

## 第 12 条 (協議、管轄裁判所)

1. 本規約に定めのない事項または本規約の各条項に疑義が生じた場合は、誠意をもって協議のうえ、解決にあたるものとします。

2. 本約款は、日本法に準拠して解釈されるものとし、ケーブルネット296の提供するサービス内容に関連して訴訟の必要が生じた場合には、ケーブルネット296の本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

#### 附 則

1. ケーブルネット296は特に必要があるときには、本規約に特約を付することができるものとします。
2. 記載の金額は全て税別です
3. この本規約は2016年 4月 1日より施行します。